

介護保険・高齢者福祉

豊田市

ガイドブック

2025年度



介護保険制度のしくみを動画で説明しています。



スマホやタブレットで読めます。デジタルブック



○文字サイズ拡大、自動音声読上げ
○6つの言語で読める・聞ける(音声読上げ対応)
【Automatic Translation】英語(English)、
中国語(簡体字(简体中文)・繁体字(繁體中文))、
ポルトガル語(Português)、スペイン語(Español)

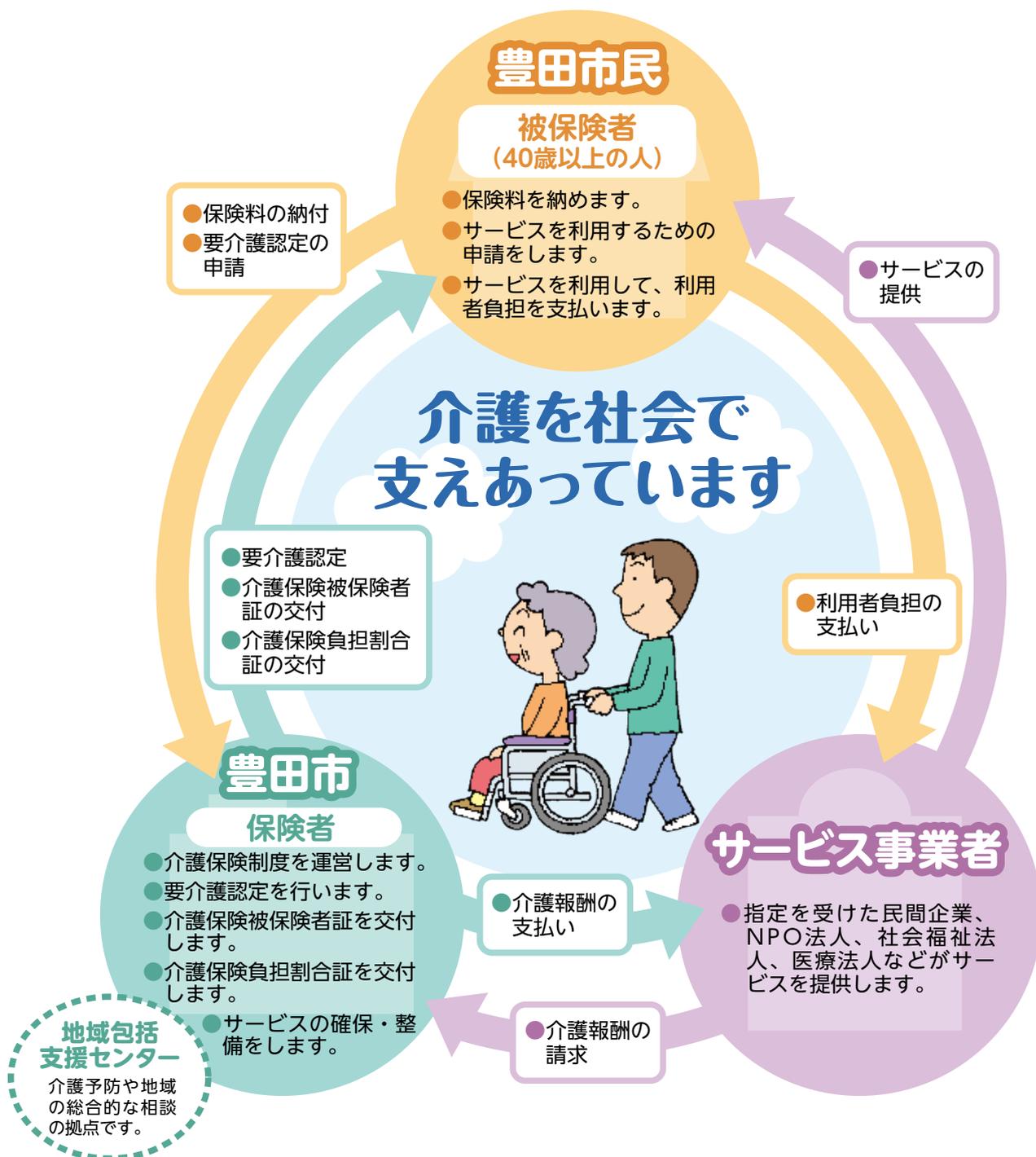
QRコードを読み取ると「利用の仕方」が開きます。内容確認後、デジタルブックをお読みください。

豊 田 市



みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人が入会者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。豊田市が保険者となって運営しています。



豊田市のめざす姿

おもいやりのまち～安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり～

(第9期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

もくじ

介護保険のしくみ

P1~4

- 介護保険に加入する人 P3
- 被保険者証と負担割合証 P3

介護保険の保険料

P5・6

- 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料 P5
- 介護保険料を納めましょう P6

介護サービス利用の流れ

P7~10

- サービスを利用するまでの手順 P7
- 在宅でサービスを受けるには P9

サービスの種類

P11~20

- サービス一覧 P11
- 利用できるサービス P12

地域支援事業

P21・22

- 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) P21

あなたを支える安心サービスのご案内

P23~28

- めくもりとふれあいのある生活をめざして P23

みんなで広げよう認知症にやさしいまち

P29~32

- 認知症の理解 P29
- 大切な人を支えよう P31

地域包括支援センター

P33・34

- まずは地域包括支援センターへご相談ください! P33

介護保険に加入する人

40歳以上の人は、介護保険の加入者（被保険者）です。

65歳以上の人は 第1号被保険者



サービスを利用できるのは

介護や支援が必要であると認定された人

※交通事故など第三者の行為が原因で介護保険を利用する場合は、届出が必要ですので、介護保険課へ連絡してください。

40～64歳の方は 第2号被保険者



サービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気（特定疾病）により
介護や支援が必要であると認定された人

特定疾病 以下の16疾病が定められています。

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

被保険者証と負担割合証

ケアプランの作成を依頼するときや、サービスを利用するときは介護保険被保険者証と介護保険負担割合証が必要です。

介護保険被保険者証

- 65歳に到達する月の前月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合に交付されます。



- ① 住所、氏名、生年月日、性別に誤りがないかを確認しましょう
- ② 認定された要介護状態区分等
- ③ 認定された年月日など
- ④ 認定の有効期間(原則として初回6か月間、更新時12か月間)
- ⑤ 居宅サービス等の1か月に利用できる上限額
- ⑥ 個別サービスの上限が設定された場合に記載
- ⑦ 審査会の意見や、利用できるサービスの指定がある場合に記載
- ⑧ 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載
- ⑨ ケアプランの作成を依頼した場合に居宅介護支援事業者名等を記載
- ⑩ 施設サービスを利用する場合、介護保険施設等が名称や入退所等年月日を記載

負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの自己負担割合(1～3割)が記載されています。

交付対象者

- ①要介護認定を受けた人
- ②介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき

適用期間

1年間

(8月1日～翌年7月31日)

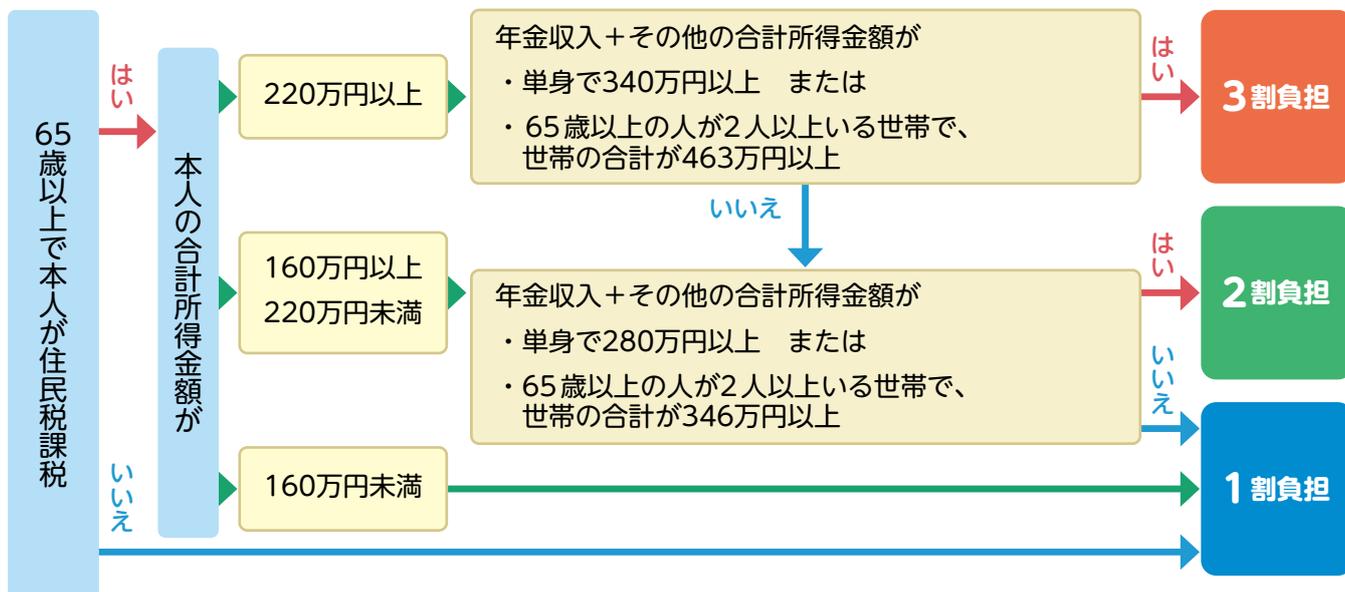
大切に
保管しま
しょう。

負担割合(1～3割)が
記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
被 保 険 者 の 住 所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
	開始日 終了日
	開始日 終了日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 3 2 1 1 6 市豊田

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

利用者本人を含む同じ世帯にいる65歳以上の人の収入等により決まります。



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。
また、生活保護を受給している場合も1割負担となります。

合計所得金額

- ・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ・合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円控除した金額を用います。
- ・土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

その他の合計所得金額

- ・合計所得金額のうち、年金収入にかかる所得を除いた金額です。

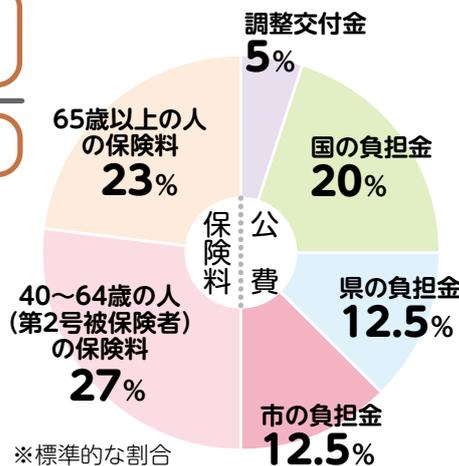


65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、豊田市の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに、所得段階別に分けられます。

●保険料の基準額

$$\frac{\text{豊田市の介護保険料の基準額 (2024~2026年度)} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{豊田市に住む65歳以上の人数}} = \text{63,600円(年額) 第5段階}$$



●介護保険の財源(地域支援事業を除く)

65歳以上の人(第1号被保険者)の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の23%※と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

※2024年度から3年間

所得段階	保険料算出方法	介護保険料月額	介護保険料年額	対象者
第1段階	基準額×0.29	1,537円	18,444円	・生活保護受給者 ・世帯(※1)全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金の受給者
第2段階	基準額×0.50	2,650円	31,800円	
第3段階	基準額×0.68	3,604円	43,248円	本人が市民税非課税 世帯(※1)全員が市民税非課税
第4段階	基準額×0.85	4,505円	54,060円	
第5段階	基準額×1.00	5,300円	63,600円	本人が市民税課税者 世帯(※1)内に市民税課税者がいる
第6段階	基準額×1.10	5,830円	69,960円	
第7段階	基準額×1.25	6,625円	79,500円	本人が市民税課税
第8段階	基準額×1.50	7,950円	95,400円	
第9段階	基準額×1.80	9,540円	114,480円	
第10段階	基準額×2.05	10,865円	130,380円	
第11段階	基準額×2.15	11,395円	136,740円	
第12段階	基準額×2.30	12,190円	146,280円	
第13段階	基準額×2.55	13,515円	162,180円	

※第1~3段階の人は、2019年10月の消費税引き上げ(社会保障と税の一体改革)に伴い、保険料の負担が軽減された保険料額となっています。
 (※1): 世帯は、賦課期日(4月1日)又は資格取得時のいずれか遅い時点の世帯で判定します。
 (※2): 老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、退職年金、共済年金、年金恩給など、課税対象となる年金収入額の合計で、遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金などは含まれません。
 (※3): その他の合計所得金額は、合計所得金額(※4)から年金所得額を差し引いた額です。
 (※4): 合計所得金額は、保険料を賦課される年度の前年中(1月1日~12月31日)の所得の合計で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。また、不動産の譲渡所得がある場合は、特別控除を差し引いた後の金額で合計所得金額が計算されます。なお、第1~5段階については、年金所得又は給与所得がある場合は、2021年度の税制改正による所得計算の変更の影響を最小限とするため、合計所得金額から最大10万円控除します。

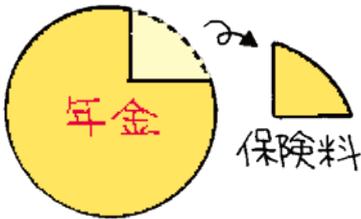
介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

保険料の納め方は2種類に分かれます

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、以下の方法で納めます。

原則 ▶ 年金から天引き（特別徴収）



年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
保険料額	原則、前年度2月と同じ額になります。		年間保険料額から4、6月に天引きした額を差し引き、4回に案分した額になります。			

■年金天引きの対象の人も次の場合は年金天引きになりません。

- 就労などで基礎年金部分の年金をまだ受け取っていない場合
- 老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円未満の場合
- 年金を担保に融資を受けている場合
- 年金が差し止めになった場合

納付書または口座振替（普通徴収）

老齢・退職・障がい・遺族年金が

年額18万円未満の人



年金天引きの対象にならない場合は市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関やコンビニなどを通じて保険料を納めます。

徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	年8回に分けて納付となります。年度途中で65歳になった人や転入された人は納付回数が変わります。							

口座振替をお勧めします！

一度手続をすれば、納期限ごとに自動で振替納付ができ大変便利です。

- 手続方法**
- ①銀行等の窓口で申込み
 - (1) 預貯金通帳とその届出印
 - (2) 納入通知書等（通知書番号がわかるもの）
 - ② 郵送での申込み
 - (1)(2) を持参のうえ申込みしてください。
- くわしくは介護保険課までお問い合わせください。

年金天引きの対象でも次の場合は、一時的に納付書で納めていただく必要があります。

次の場合は、年金天引きに切り替わるまで、しばらくの間（半年から1年）、納付書又は口座振替で納めます。

- 65歳になられて年金天引きが始まるまで
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢・退職・障がい・遺族年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 保険料の所得段階が大きく下がり、年度の途中で完納となった場合の翌年度など

保険料を滞納すると…

①「差押え」される場合があります。

市税などと同様に滞納処分を専門に行う債権管理課に徴収事務が移管され、予告なく「差押え」される場合があります。また、延滞金が加算される場合があります。

②「あなた」が介護を必要とする時に「不利益」が生じます。

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割から3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます。滞納が続く場合には、差し止められた額が保険料に充てられます。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が支給されなくなります。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

次のような事情で保険料の納付が困難なときには、保険料の減免を受けられる場合があります。速やかに介護保険課までご相談ください。

- 震災、風水害、火災などにより著しい被害を受けたとき
- 世帯の生計を維持する人の収入が、死亡、入院、失業などで著しく減少したとき
- 収入が少なく、預貯金、資産などを活用してもなお保険料の納付が困難と認められるとき
- 刑事施設などに拘禁され、介護保険の給付が受けられないとき



40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の算定方法によって保険料が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

サービスを利用するまでの手順

サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。

①相談

まずは地域包括支援センター（担当地区があります。裏表紙をご覧ください。）・介護保険課へ利用したいサービスについて相談しましょう。

②要介護認定の申請

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は、介護保険課の窓口で申請しましょう。申請は本人や家族などのほかに、担当地区の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうことができます。

申請には以下のものが必ず必要です

- 介護保険被保険者証
 - 医療保険に加入していることが確認できるもの（40～64歳の人）
- ※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の本人確認書類などが必要です。くわしくは介護保険課にお問い合わせください。

③認定調査

●訪問調査

介護認定調査員が訪問し、心身・介護の状況などについて、聞き取り調査を行います。

●主治医意見書

本人の心身の状態について主治医の意見を求めます。主治医がいない場合は、窓口でご相談ください。意見書は市が依頼します。



④審査・判定

●コンピュータ判定（一次判定）

全国一律の基準による判定を行います。

●介護認定審査会（二次判定）

一次判定の結果と訪問調査票、主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。



⑤認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果が通知されます。

非該当

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5



⑥ケアプランの作成

どんなサービスをどのくらい利用するかという計画（ケアプラン・介護予防ケアプラン）を作ります。

要支援1・2の人

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所*

※市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に限ります。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は地域包括支援センターに依頼します。

要介護1～5の人

選択した居宅介護支援事業所



P8

更新又は変更

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新の申請をしてください。また、介護の状況に変化があった場合は、変更の申請をしてください。

サービスの利用

ケアプラン・介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用したい人

このサービスの利用を希望する人は、基本チェックリストで生活機能の低下がないかを調べます。低下がみられた場合には、介護予防・生活支援サービス事業対象者として訪問・通所型サービスが利用できます。

P21

ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します

居宅での自立した日常生活の継続や施設での日常生活上の世話、機能訓練のため、個々の心身の状態に合わせたケアプラン、介護予防ケアプランを作り、プランに沿って、効果が上がるようにサービスを利用します。

非該当

総合事業のみ利用する人

要支援1・2

要介護1～5

地域包括支援センター(P33参照)または市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所※
 ※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は地域包括支援センターに依頼します。

介護予防ケアマネジメント

基本チェックリストを受けます

支援が必要な場合、基本チェックリストで、生活機能の低下がないか調べます。



介護予防ケアプラン担当者との話し合い

アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合

サービス担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。



地域包括支援センター担当者との話し合い

目標を設定して、達成するための支援メニューを検討します。

介護予防ケアプランの作成

プランの作成を依頼する際は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出し、目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。



在宅でサービスを利用したい

施設に入所したい

居宅介護支援事業所

ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業所を選び、決まったら市に「居宅介護サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出します。

その後、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと面接して、問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成してもらいます。



介護保険施設と契約

入所を希望する施設に、利用者が直接申し込みます。



サービス事業者と契約

介護保険サービスを提供する事業者と契約します。



ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらいます。



総合事業を利用 (介護予防・生活支援サービス事業)



P21

介護予防サービスを利用



P12

介護保険の在宅サービスを利用

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



P12

介護保険の施設サービスを利用

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



P15

在宅でサービスを受けるには

介護保険のサービスを利用するためには、サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。要介護1～5の人のケアプランは居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼し、利用するサービスなどを検討・相談して決定します。要支援1・2の人、基本チェックリスト該当者のケアプランは地域包括支援センターの保健師等が作成します。なお、ケアプラン作成にかかる自己負担はありません。

要介護1～5の人 → 居宅介護支援事業所へ

ケアプランの作成例【要介護2/Aさん（男性）の場合】

状態・要望 ・夫婦二人暮らし ・脳梗塞で倒れ、退院して間もない ・歩行が不安定
 ・足の筋力を回復させ、一人で自宅のお風呂に入れるようにしたい

		月	火	水	木	金	土	日
早朝	8:00							
午前	10:00			訪問介護 (入浴介助)			訪問介護 (入浴介助)	
	12:00	通所リハビリ (デイケア)				通所リハビリ (デイケア)		
午後	14:00							
	16:00							
	18:00							
夜間	20:00							
	22:00							
深夜	0:00							
	2:00							
	4:00							

週単位以外のサービス ● 福祉用具貸与で4点杖、手すりを借りる ● おむつ券（特別給付）の利用

「要介護2」と認定された人の1か月のサービス費用の計算例

区 分		サービス費用	自己負担額 (1割負担の場合)
介護保険給付適用分	訪問介護 [身体介護中心] (30分以上1時間未満)	4,276円 × 2回 × 4週 = 34,208円	3,421円
	通所リハビリテーション (5～6時間) 加算 (入浴Ⅱ)	7,992円 × 2回 × 4週 = 63,936円 649円 × 2回 × 4週 = 5,192円 (小計) 69,128円	6,914円
	福祉用具貸与 ※事業所や機種により異なります。 4点杖 手すり	1,500円 × 1品 = 1,500円 5,000円 × 1品 = 5,000円 (小計) 6,500円	650円
	小 計	109,836円	10,985円
介護保険給付 適用外 (全額自己負担分)	通所リハビリテーション (食 費)	500円 × 2回 × 4週 = 4,000円	4,000円
小 計	4,000円	4,000円	
		自己負担額合計	14,985円

1か月の自己負担の合計は**14,985円**になります。
 介護保険給付適用分は、**109,836円**で、
 要介護2の支給限度額
 (197,050円程度)
 内に収まっています。



計算例のサービス費用は全ておよその金額です。

居宅サービス費のめやす

居宅サービス・介護予防サービス等の在宅サービスは、ご家庭を訪問するもの、施設に通って受けるもの、短期間施設に入所して受けるものなどがあります。これらは、要介護度ごとにサービスを利用する際の限度額が定められています。



●サービスを利用する際の限度額

介護度等	要支援1 事業対象者 ^注	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1か月当たりの利用限度額 (利用できる単位数)	50,320円程度 (5,032単位)	105,310円程度 (10,531単位)	167,650円程度 (16,765単位)	197,050円程度 (19,705単位)	270,480円程度 (27,048単位)	309,380円程度 (30,938単位)	362,170円程度 (36,217単位)

※1か月当たりの自己負担を含んだ額です。

※居宅介護支援、介護予防支援、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)特定施設入居者生活介護、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設サービス、その他サービスは限度額には含まれていません。

注：介護予防・生活支援サービス事業の対象者

要支援1・2の人 → 担当地区の地域包括支援センター、または市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所へ

「要支援2」と認定された人の1か月のサービス費用の計算例

区 分		サービス費用	自己負担額 (1割負担の場合)
介護保険 給付適用分	介護予防訪問看護 [訪問看護ステーション] (30分未満)	4,984円 × 1回 × 4週 = 19,936円	1,994円
総合事業 適用分	介護予防通所サービス (週2回程度) (3,621単位)	1か月につき 38,673円	3,868円
	小 計	58,609円	5,862円
給付適用外 (全額自己負担分)	介護予防通所サービス (食 費)	500円 × 2回 × 4週 = 4,000円	4,000円
	小 計	4,000円	4,000円
		自己負担額合計	9,862円

1か月の自己負担の合計は**9,862円**になります。
給付適用分は、**58,609円**で、要支援2の支給限度額(105,310円程度)内に収まっています。



計算例のサービス費用は全ておよその金額です。

事業対象者の人 → 担当地区の地域包括支援センターへ

「事業対象者」と認定された人の1か月のサービス費用の計算例

区 分		サービス費用	自己負担額 (1割負担の場合)
総合事業 適用分	生活支援訪問サービス (週2回程度) (1,876単位)	1か月につき 20,730円	2,073円
	介護予防通所サービス (週1回程度) (1,798単位)	1か月につき 19,203円	1,921円
	小 計	39,933円	3,994円
給付適用外 (全額自己負担分)	介護予防通所サービス (食 費)	500円 × 1回 × 4週 = 2,000円	2,000円
	小 計	2,000円	2,000円
		自己負担額合計	5,994円

1か月の自己負担の合計は**5,994円**になります。
総合事業適用分は、**39,933円**で、事業対象者の支給限度額(50,320円程度)内に収まっています。



計算例のサービス費用は全ておよその金額です。



サービスの種類

サービス一覧

		事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
■ 居宅・介護予防サービス									
★総	居	訪問介護（ホームヘルプ）	P12	○	○	○	○	○	○
予	居	訪問入浴介護	P12		○	○	○	○	○
予	居	訪問リハビリテーション	P12		○	○	○	○	○
予	居	訪問看護	P12		○	○	○	○	○
予	居	居宅療養管理指導	P12		○	○	○	○	○
★総	居	通所介護（デイサービス）	P13	○	○	○	○	○	○
予	居	通所リハビリテーション（デイケア）	P13		○	○	○	○	○
予	居	短期入所生活介護（ショートステイ）	P13		○	○	○	○	○
予	居	短期入所療養介護（ショートステイ）	P13		○	○	○	○	○
予	居	特定施設入居者生活介護	P13		○	○	○	○	○
■ 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス									
予	地	小規模多機能型居宅介護	P14		○	○	○	○	○
予	地	認知症対応型通所介護	P14		○	○	○	○	○
予	地	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	P14			○	○	○	○
	地	地域密着型通所介護	P14			○	○	○	○
地	施	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●原則として要介護3以上の人が対象となります。	P14			△	△	○	○
地		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P14			○	○	○	○
地		看護小規模多機能型居宅介護	P14			○	○	○	○
■ 施設サービス									
施		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●原則として要介護3以上の人が対象となります。	P15			△	△	○	○
施		介護老人保健施設（老人保健施設）	P15			○	○	○	○
施		介護医療院	P15			○	○	○	○
■ 生活環境を整えるサービス									
予	居	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	P19		○	○	○	○	○
予	居	住宅改修費支給	P19		○	○	○	○	○

例 ★総 …総合事業 予 …介護予防サービス 居 …居宅サービス 地 …地域密着型サービス 施 …施設サービス

介護保険事業所ごとの事業所概要、サービス内容等は「介護サービス情報公表システム」にて閲覧することができます。
（公表システムホームページ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）

利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、負担割合証（P4）に記載している割合（1割、2割又は3割）です。

■居宅・介護予防サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

事業対象者、要支援1・2の方は、「訪問型サービス」として介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています（P22）。

■自己負担のめやす（1割負担の場合）

身体介護中心（20分以上30分未満）	270円
生活援助中心（20分以上45分未満）	198円

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。

■自己負担のめやす（1割負担の場合）

要支援1・2	1回	946円	要介護1～5	1回	1,399円
--------	----	------	--------	----	--------

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■自己負担のめやす（1割負担の場合）

要支援1・2	1回	323円	要介護1～5	1回	334円
--------	----	------	--------	----	------

訪問看護

疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。



■自己負担のめやす（30分未満の場合）（1割負担の場合）

要支援1・2	①指定訪問看護ステーション	499円	要介護1～5	①指定訪問看護ステーション	521円
	②病院又は診療所	423円		②病院又は診療所	441円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■自己負担のめやす（1割負担の場合）

薬剤師（病院又は診療所）による指導（1か月に2回まで）
1人に対して ▶566円

施設に通って利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

通所介護事業所で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

事業対象者、要支援1・2の方は、「通所型サービス」として介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています (P22)。

■自己負担のめやす (1割負担の場合)
7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5	703円~1,226円
--------	-------------

通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

■自己負担のめやす (1か月につき) (1割負担の場合)

要支援1	2,457円
要支援2	4,579円

■自己負担のめやす (1割負担の場合)
7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5	826円~1,494円
--------	-------------

施設に短期間入所・入居して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■自己負担のめやす (1日あたり) (1割負担の場合)
併設型・多床室の場合

要支援1・2	489円・608円
要介護1~5	653円~958円



家族リフレッシュ ショートステイ利用費助成事業 支給限度額を超えた場合、利用料の一部を助成します。 P27

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■自己負担のめやす (1日あたり) (1割負担の場合)
多床室・基本型の場合

要支援1・2	655円・827円
要介護1~5	887円~1,124円



特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で日常生活上の支援や介護を受けられます。

■自己負担のめやす (1日あたり) (1割負担の場合)

要支援1・2	196円・335円
要介護1~5	579円~869円



■地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

住み慣れた地域で利用するサービス

可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることを目的に創設されたサービスです。原則として豊田市内の地域密着型サービスは、豊田市に住所がある方のみ利用できます。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

■自己負担のめやす (1か月につき) (1割負担の場合)

要支援1～要介護5	3,737円～29,468円
-----------	----------------

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

■自己負担のめやす (1割負担の場合)

7時間以上8時間未満の場合

要支援1～要介護5	525円～1,546円
-----------	-------------

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

※要支援1の人は利用できません。

■自己負担のめやす (住居数2以上の場合・1日につき) (1割負担の場合)

要支援2	800円
------	------

■自己負担のめやす (住居数2以上の場合・1日につき) (1割負担の場合)

要介護1	805円
要介護2	842円
要介護3	868円
要介護4	885円
要介護5	903円

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

■自己負担のめやす (1割負担の場合)

7時間以上8時間未満の場合

要介護1～5	805円～1,402円
--------	-------------

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

●原則として要介護3以上の人が対象となります。



■自己負担のめやす (1日につき、ユニット型個室) (1割負担の場合)

要介護3	885円
要介護4	963円
要介護5	1,037円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

■自己負担のめやす (1か月につき) (1割負担の場合)

要介護1～5	8,781円～31,270円
--------	----------------

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療のサービスが通い、訪問、泊まりにより柔軟に受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

■自己負担のめやす (1か月につき) (1割負担の場合)
同一建物に居住する人以外の方が利用する場合

要介護1～5	13,481円～34,015円
--------	-----------------



■施設サービス

介護保険で受けられる施設サービスは「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設」「介護医療院」があります。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）◆施

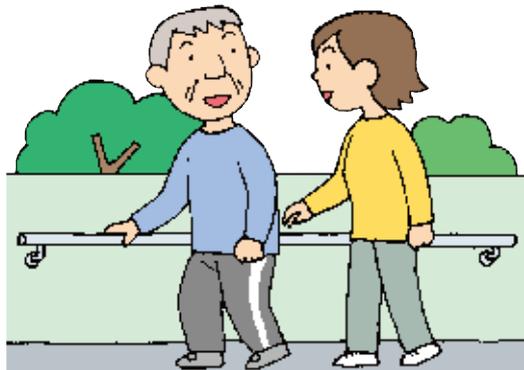


日常生活で常に介護が必要な人で、在宅での介護が困難な場合に入所する施設です。ここでは、施設サービス計画に基づいて、入浴、食事等の日常生活の回復や機能訓練、健康管理などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

●原則として要介護3以上の人が対象となります。ただし、要介護1または2の人であっても、認知症などで施設以外での生活が著しく困難であると認められるときは、特例的に入所できる場合があります。

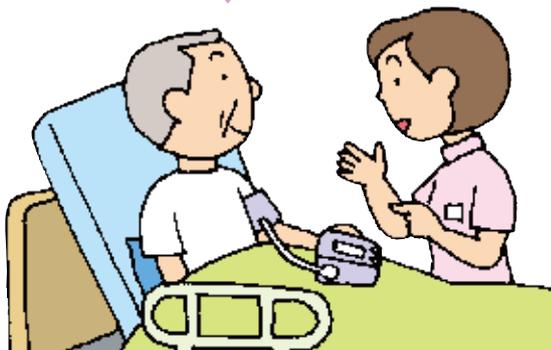
介護老人保健施設（老人保健施設）◆施



病状が安定期にあり、看護や医療的管理のもとで必要な介護サービスを受ける施設です。ここでは、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

介護医療院 ◆施



長期にわたり療養が必要である人が入所する施設です。施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の介助などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

施設サービスは、要介護度に応じた施設介護サービス費の自己負担分を支払います。
また、食費、居住費（部屋代、光熱水道相当額）、日常生活費は自己負担となります。

■自己負担のめやす(介護サービスのみの費用)(1割負担の場合)

※1か月あたり31日として計算

要介護度	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要介護3	26,983円	24,235円	24,235円
要介護4	29,334円	26,553円	26,553円
要介護5	31,619円	28,837円	28,837円

- 各種加算について、別途費用が定められています。
- 居室の区分等により、費用が異なります。

■自己負担のめやす(介護サービスのみの費用)(1割負担の場合)

※1か月あたり31日として計算

要介護度	ユニット型個室(強化型)	従来型個室(強化型)	多床室(強化型)
要介護1	29,003円	26,090円	28,837円
要介護2	31,519円	28,573円	31,354円
要介護3	33,704円	30,725円	33,572円
要介護4	35,658円	32,612円	35,492円
要介護5	37,412円	34,433円	37,247円

- 各種加算について、別途費用が定められています。
- 居室の区分等により、費用が異なります。

■自己負担のめやす(介護サービスのみの費用)(1割負担の場合)

※1か月あたり31日として計算

要介護度	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要介護1	28,142円	23,871円	27,579円
要介護2	31,784円	27,546円	31,221円
要介護3	39,697円	35,426円	39,134円
要介護4	43,041円	38,803円	42,478円
要介護5	46,087円	41,816円	45,524円

- 各種加算について、別途費用が定められています。
- 居室の区分等により、費用が異なります。



施設入所した場合の費用のめやす

施設サービスを利用した場合の負担額は、介護サービス費用の自己負担分（1～3割）、居住費（滞在費）、食費、日常生活費が自己負担となります。

●施設サービスを利用した場合の負担額合計



●1か月のサービス費用の計算例

ケース1 要介護4、ユニット型個室、介護老人福祉施設、1割負担の場合

	介護サービス費用	居住費※	食費※	日常生活費※	合計
費用のめやす	293,336円	2,066円×31日 64,046円	1,445円×31日 44,795円	(1,500円/月) 1,500円	403,677円
自己負担額	(1割の場合) 29,334円	64,046円	44,795円	1,500円	139,675円

※施設により異なります。

この例の場合、1か月の自己負担額の合計は139,675円になります

ケース2 要介護5、多床室(強化型)、介護老人保健施設、1割負担の場合でさらに特定入所者介護サービス費の支給【第2段階の人(P18参照)】で申請した場合

	介護サービス費用	居住費※	食費※	日常生活費※	合計
費用のめやす	372,465円	437円×31日 13,547円	1,445円×31日 44,795円	(1,500円/月) 1,500円	432,307円
自己負担額	(1割の場合) 37,247円	430円×31日 13,330円	390円×31日 12,090円	1,500円	64,167円

※施設により異なります。

この例の場合、1か月の自己負担額の合計は64,167円になります

●居住（滞在）費・食費の基準費用額と負担軽減制度

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

■居住費（滞在費）・食費の基準費用額（1日あたり）

令和7年8月から 介護老人保健施設および介護医療院のうち、室料負担のある多床室を利用した場合は（ ）内の金額になります（短期入所療養介護を利用した場合も同様）。

居住費（滞在費）				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円(697円) (915円)	1,445円

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●特定入所者介護（予防）サービス費の支給（所得の低い人の負担軽減）

居住（滞在）費や食費は全額自己負担が基本ですが、所得が少ない人については、負担の上限（負担限度額）が定められています。この負担限度額を超える部分については、申請により、「特定入所者介護（予防）サービス費」として支給されます。

*基準費用額を超える食事や部屋を利用した場合には支給されません。

対象サービス

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

（介護予防）短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人保健施設

（介護予防）短期入所療養介護【ショートステイ】

介護医療院

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

対象となる人

次のア～ウの要件をすべて満たす人

ア 住民税非課税世帯の人

イ 配偶者が住民税非課税の人

ウ 預貯金等の資産の状況が、下記の基準額以下の人



■居住費（滞在費）・食費の自己負担限度額（1日あたり）

令和7年8月から 下線部の金額が80万9,000円に変わります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	ショートステイ
1	高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	生活保護受給者							
2	前年の合計所得金額＋年金収入額が <u>80万円</u> 以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が <u>80万円超</u> 120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

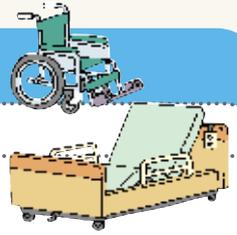
（ ）内の金額は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

*第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。

条件を満たさずに減額を受けていた場合、減額分を返還していただきます。

非課税ではないために第1～第3段階②に該当しない人でも、低所得の人は特例的に第3段階②の負担軽減を受けられる場合があります。介護保険課にお問い合わせください。

福祉用具を利用するサービス



福祉用具貸与



日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

●福祉用具貸与の対象

利用可能介護度	要支援1・2	要介護1~5	要介護2~5	要介護4・5
用具種目	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すり ● スロープ★ ● 歩行者★ ● 歩行補助つえ★ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす ● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具 ● 認知症老人徘徊感知機器 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動用リフト (つり具の部分を除く) ● 車いす付属品 ● 特殊寝台付属品 ● 体位変換器 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動排泄処理装置<small>はいせつ</small>

■自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1~3の人も利用できます。

■介護度条件を満たしてなくても、身体状況によって利用できる場合がありますので希望される人は、ケアマネジャー等にご相談ください。

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行者(歩行車は除く)、単点杖(松葉杖は除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

■自己負担のめやす

福祉用具の種類や事業者によって異なります。(商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。)

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

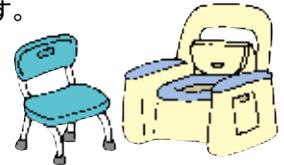


申請が必要です!

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費を支給します。保険給付の対象となる福祉用具購入費は、1年(4月~翌年3月)につき10万円が上限で、自己負担額を除いた金額を払い戻します。

●特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行者(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖は、購入して利用することもできます。

■都道府県等の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具の購入費を支給します。

■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給



工事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費を支給します。保険給付の対象となる住宅改修費は20万円が上限で、自己負担額を除いた金額を払い戻します。

●介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記に付帯して必要となる工事も支給の対象になります。



住宅改修利用の手順

- 1 家族や専門家などに相談
本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーなどの専門家に相談します。
- 2 住宅改修費の事前申請(工事前) **必ず工事前に申請してください。**
- 3 工事の実施
- 4 住宅改修費の支給申請(工事後)
- 5 住宅改修費の支給



すこやか住宅リフォーム助成事業 ●1割負担の人が利用できます。 P28

自己負担が高額になったときのサービス



●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

- 給付を受けるには、介護保険課への申請が必要です。初めて給付を受けるときに申請書を送付します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

■利用者負担の上限（1か月）

令和7年8月から 下線部の金額が80万9,000円に変わります。

対象者	個人	世帯
● 本人又は同一世帯内に、課税所得690万円以上の65歳以上の方がいる場合	140,100円	
● 本人又は同一世帯内に、課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる場合	93,000円	
● 本人又は同一世帯内に、住民税課税で課税所得380万円未満の65歳以上の方がいる場合	44,400円	
● 住民税非課税世帯で、下記以外の場合	24,600円	
● 住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の場合	15,000円	24,600円
● 住民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者		
● 生活保護受給者	15,000円	
● 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えた分が後から支給されます。



■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

70歳未満の人がいる世帯

所得区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人および後期高齢者医療制度の対象者がいる世帯

所得区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上	141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ※	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円

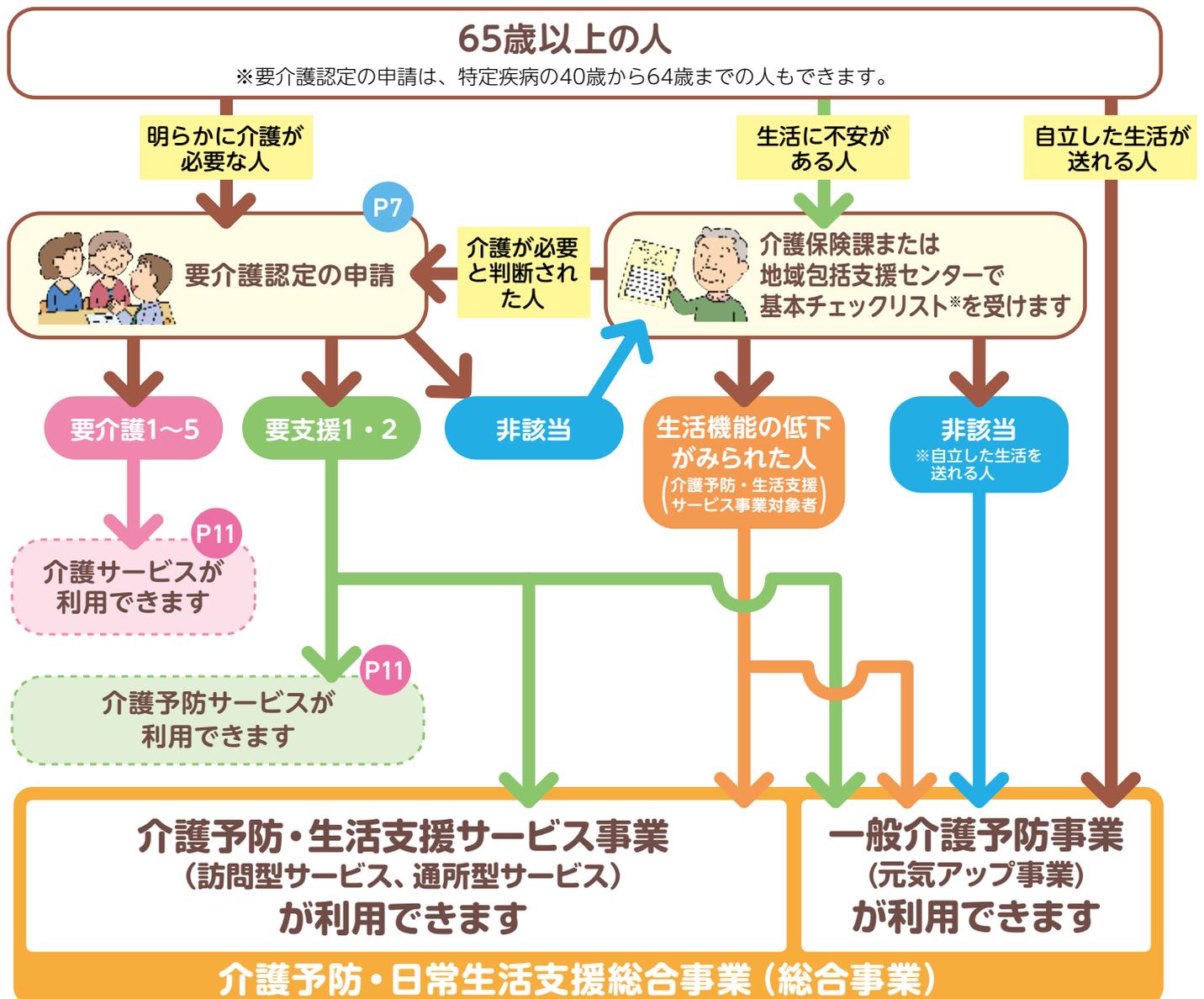
※低所得者Ⅰは、住民税非課税世帯の被保険者で老齢福祉年金を受給している人又は世帯全員の各種所得が0円の世帯の被保険者が該当します。低所得者Ⅱは、低所得者Ⅰに該当しない住民税非課税世帯の被保険者が該当します。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
- 同一世帯であっても、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は、合算できません。
- 限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。
- 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。支給対象者には医療保険者から申請書が送られます。

介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

総合事業は、介護保険制度に基づく介護予防のための仕組みです。上手に活用し、自立した生活を続けましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業のしくみ



各市町村によって事業内容が異なります。また、豊田市にお住まいの人は市外の事業所の訪問型サービス、通所型サービスはご利用できません。

※基本チェックリストとは

日常生活の状況や足腰の状態、栄養状態、お口の状態、閉じこもりや物忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問等により心身の状態を確認するものです。基本チェックリストによる判定では、当日結果が分かります。

介護予防・生活支援サービス事業

対象 要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者

利用者負担 原則としてサービスを利用したときの利用者の負担は、負担割合証（P4）に記載している割合（1割、2割または3割）です。低所得の人などがサービスを利用したときは、介護保険サービスを利用したときと同様の負担の軽減制度があります。

訪問型サービス

● 介護予防訪問サービス

訪問介護事業所による身体介護や生活援助

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,300円	○	○	○
週2回程度	2,596円	○	○	○
週2回超	4,119円	×	×	○

● 生活支援訪問サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活援助

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,038円	○	○	○
週2回程度	2,073円	○	○	○

通所型サービス

● 介護予防通所サービス

通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事等の介護、その他趣味活動等

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,921円	○	○	○
週2回程度	3,868円	×	×	○

● 生活支援通所サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による軽体操や趣味活動等

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度(送迎あり)	1,634円	○	○	○
週1回程度(送迎なし)	1,284円	○	○	○
週2回程度(送迎あり)	3,207円	×	×	○
週2回程度(送迎なし)	2,520円	×	×	○

一般介護予防事業

いつまでも自立した生活が送れるよう、高齢者を対象とした、介護予防（運動器の機能向上、認知症予防など）を目的とした教室を開催します。

介護予防教室

担当窓口 健康づくり応援課



34-6627

34-6627

62-0603

85-7710

41-3081

西部地区（豊田市役所内）

東部地区（足助支所内）

南部地区（高岡コミュニティセンター内）

北部地区（猿投コミュニティセンター内）

● 元気アップ事業

自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操等を教室形式で行います。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援します。

対象 65歳以上の人（医師から運動制限を受けている方はご相談ください）

自己負担金 原則無料

開催単位

自治区	自治区の集会所等で、全8回の教室を開催します。
ふれあいサロン	ふれあいサロンの会場で、全4回の出張形式で行います。
交流館	交流館にて、全8回の教室を開催します。 (交流館により回数が異なります)
新規活動グループ	新たに介護予防活動を目的に集まったグループ等に原則4～6回の出張形式で行います。

※実施していない会場もありますので、現在開催している自治区等については、上記担当窓口へお問い合わせください。

ぬくもりとふれあいの ある生活をめざして



豊田市では、介護保険サービスとは異なる独自の安心・支援サービスを実施しています。サービスによっては要介護認定を受けていない方でもご利用いただけますので、ぜひ一度ご確認ください。

家族介護支援

担当窓口 高齢福祉課 Tel 34-6984

●徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度



行方不明になる可能性のある人の情報（氏名、住所、特徴、写真等）を事前にご登録いただき、地域包括支援センター等による見守りや、徘徊時の搜索活動に活用する制度です。

条件等 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能性のある人

●認知症高齢者等個人賠償責任保険事業



認知症高齢者等が、事故で第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に市が加入します。

条件等 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者で、歩行可能で行方不明になる可能性のある人
※他に同様の保険に加入している人は対象外

自己負担金 なし

補償限度額 1億円

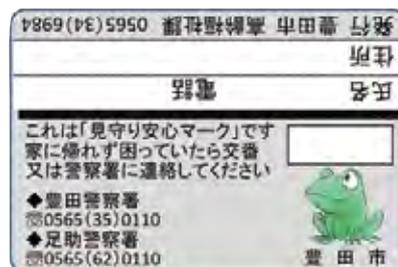
加入方法 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度登録時に加入の意向確認を行います。

●見守り安心マーク（かえるマーク）



行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて本人の衣服にアイロンで貼れる反射素材の名札シールを配布しています。

条件等 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能性のある人（年間10枚まで）



折り返して衣服の中に貼る部分
油性ペンを使用して、名前等を記入できます。

衣服の表に見える部分
徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の登録番号で、警察署・消防署に保護された際に身元確認ができるしくみです。

※デザインや仕様は変更する場合があります。

●かえるメールとよた



行方不明になった高齢者の情報（顔写真・服装・特徴等）を、ご登録いただいている人の携帯電話、スマートフォン、パソコンにメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

*配信イメージ

行方不明者の発見にご協力ください。

日時：○月○日午前○時○分頃
場所：豊田市○○町
氏名（*かたが*表示）、性別、年齢、身長、頭髪、着衣や履物の特徴 ほか

▼画像を表示するにはこちらからURLリンク



利用方法 高齢者等が行方不明になった際に、ご家族が警察で行方不明者届を提出した後、市への情報提供書を記載・提出（警察から市へFAX）
※徘徊高齢者・障がい者等事前登録者は、110番通報後、警察への行方不明者届提出前から利用可能

●徘徊者搜索機器利用促進補助金（GPS機器助成）



GPS機器の導入費用を補助します。

対象者 市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人

申請者(家族) 市内在住で、GPS機器を対象者の早期発見のために適切に使用・管理できる人

生活支援・安心支援サービス①

●ひとり暮らし高齢者等登録制度



登録された人の情報を市消防本部や民生委員、地域包括支援センターに提供し、地域の見守りを行います。

条件等 同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない人で、下記のいずれかに該当する世帯
・65歳以上の単身世帯
・65歳以上の高齢者世帯において、介護保険の「要介護4」以上の認定を受けている人がいる世帯
・65歳以上で介護保険の認定を受けている人が、在宅重度心身障がい者もしくは、中学生以下の児童のみと同居している世帯

担当窓口 豊田市役所 よりそい支援課 TEL 34-6791

●緊急通報システム設置事業



ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者の自宅に緊急通報システムを設置します。

条件等 次のいずれかに該当する人
①ひとり暮らし高齢者等登録のある人で、介護保険の認定及び特定疾患（呼吸器系・循環器系等）のある人
②ひとり暮らしで、身体障がい者手帳1級又は2級の人

自己負担金 条件等①の人は世帯の所得状況により一部本人負担金があります。
条件等②の人は無料

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984

●福祉電話訪問事業



ひとり暮らしの高齢者に対して、週1回の電話訪問を行います。

条件等 介護保険の認定とひとり暮らし高齢者等登録のある人

曜日 月曜日から金曜日までのいずれかの曜日

時間 午前9時から午後4時の間

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 **TEL** 34-6984

●生活管理指導短期宿泊事業



日常生活を営むのに支障があると認められる高齢者等を、一時的に養護老人ホームに受け入れ、生活の支援や生活習慣の改善を行います。

条件等 利用は1回につき7日以内で1年間に2回まで ※介護保険の要介護認定者は利用できません。

自己負担金 1日につき1,720円 **担当窓口** 豊田市役所 よりそい支援課 **TEL** 34-6791

●「食」の自立支援事業（配食サービス）



調理や買い物等が困難で安否確認が必要な高齢者世帯等へ、栄養バランスのとれたお弁当の配達と安否確認を行います。

条件等 安否確認の必要があり、かつ、調理や買い物等が困難な65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等の人

自己負担金 300円から

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 **TEL** 34-6984



●成年後見制度利用支援事業



成年後見制度は、認知症高齢者など判断能力が不十分な人の介護サービスの契約手続きや財産の管理などを手伝える制度です。制度の利用手続きをしてくれる親族がないときに、親族に代わって手続きを行います。また、制度利用に必要な費用の支払いが困難な人に対して助成をします。

担当窓口 豊田市成年後見支援センター **TEL** 63-5566



●ささえあいネット ～高齢者見守りほっとライン～



地域の事業者等（会社や個人店など）が高齢者の見守り支援のために、協力機関として登録を行い、地域で支え合うネットワークを構築しています。

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 **TEL** 34-6984

生活支援・安心支援サービス②

●訪問理美容サービス事業



外出して理美容店を利用することが困難な高齢者や障がい者を対象に、訪問理美容サービスの出張費用を助成します。

条件等 次のいずれかの認定や交付を受けている在宅の人

- ①介護保険の要介護3～5
- ②身体障がい者手帳1・2級
- ③療育手帳A判定
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級

助成券は年間6枚まで（交付月により異なります）

自己負担金 散髪等にかかる費用

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課

TEL 34-6984



●ひとり暮らし高齢者等 移動費助成事業



移動に関して家族の支援を受けることが困難な介護認定のあるひとり暮らし高齢者等を対象に、タクシーの乗車料金の一部を助成します。

条件等 介護保険の要介護又は要支援の認定者で、ひとり暮らし又は同居人等が次のいずれかに該当する在宅の人

- ①介護保険の認定を受けている人
- ②障がい者タクシー料金助成の対象者
- ③普通自動車運転免許を持っていない人
- ④就労等の理由で普段不在にしている人

自己負担金 乗車料金の半額を自己負担

助成金額 上限16,000円/年

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課

TEL 34-6984



●避難行動要支援者名簿制度



災害時等の避難の際に特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿を自治区や民生委員等に提供して、地域における見守りを行います。

対象者 在宅で生活し、次のいずれかに該当する人

- ①ひとり暮らし高齢者等登録者
- ②介護保険の要介護3～5の認定者
- ③在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳の視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の人
- ⑤上記に準ずる人で登録を希望する人

※②、③、④の人については市から同意確認の手紙が届きます。

※⑤の人は市へ名簿登録依頼書の提出が必要です。

担当窓口 豊田市役所 よりそい支援課 **TEL** 34-6791

●シルバーカー購入費助成事業



足腰の衰えにより歩行に不安のある高齢者を対象に、歩行の補助として使うシルバーカー（歩行補助車）を購入する費用の一部を助成します。

条件等 65歳以上の人で、一人1回限り

助成金額 購入費の1/2（上限10,000円）

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課

TEL 34-6984



●ふれあい収集（ごみ出し支援）



指定した曜日の決められた時間までに、玄関前に設置したバケツ（市が貸与）の中にごみを入れておくと収集に伺います。

対象者 ひとり暮らしで自家用車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を出すことが困難であり、次のいずれかの要件に該当する人（世帯全員がいずれかの要件に該当する場合も対象）
 ①要介護認定 要支援2又は要介護1以上の認定者 ②身体障がい者手帳1～3級
 ③精神障がい者保健福祉手帳1・2級 ④療育手帳A・B判定

手続の流れ 申請書を清掃業務課へ提出。受付後、訪問調査を実施。審査会を経て収集開始
 ※訪問調査から収集開始まで概ね3週間程度要します。

担当窓口 豊田市役所 清掃業務課 TEL 71-3003 FAX 71-3000

●高齢者等補聴器購入費助成制度



コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や社会的孤立を防ぎ、高齢者等の社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

条件等 18歳以上の人で、医師により補聴器が必要と認められた人
 市の他の補聴器助成の対象者でない人

助成金額 購入費の1/2（上限額有り）
 本人と同世帯の配偶者が市民税非課税の人 / 上限3万円
 本人と同世帯の配偶者が市民税課税の人 / 上限1万5千円

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984

生活支援・安心支援サービス③

担当窓口 介護保険課 TEL 34-6634

●低所得者利用者支援事業



介護保険の要介護又は要支援の認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち在宅サービスを利用する低所得者に対して、利用料の一部を助成します。

令和7年 下線部の金額が80万9,000円
 8月から変わります。

対象サービス 在宅系サービスのすべて（住宅改修・福祉用具関係を除く）
 ※ショートステイも在宅系サービスに含まれます。

条件等 市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計が80万円以下の人（生活保護受給者除く）

助成金額 利用料の2割（上限月3,000円）



●家族リフレッシュ ショートステイ利用費助成事業



介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、支給限度額を超えてショートステイを利用する人に対して、利用料の一部を助成します。

条件等 ショートステイ（短期入所生活介護又は短期入所療養介護）を利用し、支給限度額を超えた人

助成金額 支給限度額を超えたショートステイ利用料の一部（上限年間5日）



● 高齢者寝具貸与及び寝具クリーニング事業



ひとり暮らし高齢者などで衛生管理が困難な人を対象に、寝具の貸与・交換又は自己所有の寝具クリーニングに係る費用の一部を助成します。

- 条件等** 在宅で介護を受ける要介護認定者（要介護1～要介護5）であり、次のどちらかに該当する人
- ①単身世帯である人
 - ②同一世帯の人がすべて要介護認定者（要介護1～要介護5）もしくは障がい者手帳所持者

助成金額 1か月につき上限5,000円 ※1割の自己負担があります。

● すこやか住宅リフォーム助成事業



介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、在宅で介護を受けている人が居住する住宅の改善工事に要する費用の一部を助成します。（介護保険制度の住宅改修を優先）

条件等 介護保険自己負担割合が1割負担の人

助成金額 対象工事に要した費用（上限額200,000円）の9割180,000円まで

住宅改修支給 P19



● おむつ購入費の支給



在宅で介護を受ける高齢者等におむつの購入に係る費用の一部を助成します。

条件等 在宅で介護を受ける要介護認定者（要介護1～要介護5）のうちおむつが必要と判断される人

助成金額 1か月につき上限3,000円 ※1割の自己負担があります。
※介護保険施設（特養、老健、介護医療院）入所中又は入院中の人はご利用になれません。

利用券を使って購入できるもの

- 紙おむつ（パンツタイプ、平板タイプ、パッドタイプ〈自動排泄処理装置を含む〉）
- 布おむつ ●失禁パンツ ●おむつカバー ※すべて大人用のみ対象

医療費助成

担当窓口 福祉医療課 Tel 34-6743

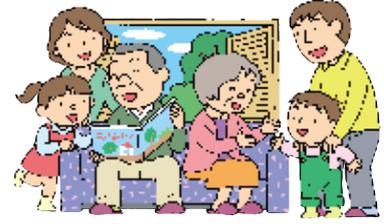
● 福祉給付金制度



後期高齢者医療制度の被保険者で要介護3以上の認定者のうち、市県民税非課税世帯等の要件を満たす人に医療費の自己負担分を助成します。（助成を受けるには申請手続きが必要です。）

各サービスには条件等がありますので、詳しくは各担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

豊田市では、高齢者の皆様に、住み慣れた地域で安心して生活をしていただくためのサービスを実施しています。ぜひ、ご利用ください（ここに示したものは主なものです）。詳細につきましては、市役所担当窓口までお問い合わせください。



認知症の理解

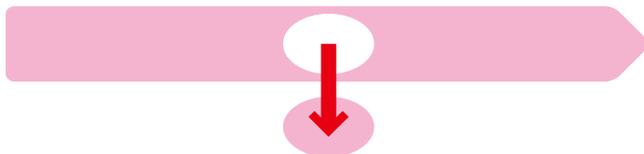
認知症の人は何もできないという「古い認知症観」ではなく、本人が認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」を持って関わることが必要です。

認知症とは？

認知症とは、脳の病気などいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったために、認知機能（情報を分析したり、記憶したり、思い出したりする機能）が低下し、普段の生活に支障をきたす状態です。症状の出方は、人によって様々です。

● 普通のもの忘れと、認知症によるもの忘れの違い

加齢によるもの忘れ

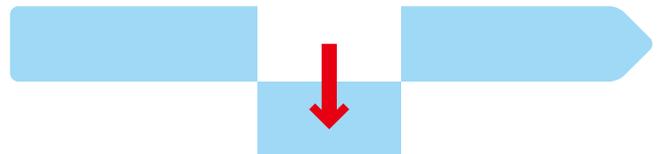


体験の**一部**を忘れる

- もの忘れをしている自覚がある
- 人物や時間・場所まで分からなくなることはない
- 感情や意欲に変化はない

日常生活に**大きな支障はない**

認知症によるもの忘れ



体験**全体**が抜け落ちる

- もの忘れをしている自覚がない
- 人物や時間・場所まで分からなくなることがある
- 感情や意欲に変化が現れる（怒りっぽさなどが目立つ）

日常生活に**支障がある**

早期発見・早期対応が大切！

別の病気が原因であったり、一時的な症状の場合があります

認知症と同じ症状のように見えても、別の病気*が原因の場合があります。また、薬の使用が原因で症状が出ていることもあります。これらは治療可能ですが、治療しないでおくと回復が難しくなったり、認知症につながってしまうことがあります。

*例えば、正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫、甲状腺機能低下症など

進行を遅らせることが可能な場合があります

症状が悪化する前に適切な治療やサポートを受けることで、進行のスピードを遅らせることができる場合があります。今の生活をより長く続けることができます。

今後の生活の準備ができます

症状が軽いうちに、ご本人やご家族が認知症への理解を深め、あらかじめ本人が希望する生活や支援について話し合うことで、事前に生活環境を整えることができ、生活上の支障を軽減することも可能です。

認知症チェックリスト

“もの忘れ”の中に認知症が隠れていることもあります。
ご自身または大切な人のために、年に一度「認知症チェックリスト」で確認してみましょう。

1	同じことを言ったり聞いたりする	<input type="checkbox"/>
2	物の名前が出てこなくなった	<input type="checkbox"/>
3	置き忘れやしまい忘れが目立ってきた	<input type="checkbox"/>
4	以前はあった関心や興味が失われた	<input type="checkbox"/>
5	だらしくなった	<input type="checkbox"/>
6	日課をしなくなった	<input type="checkbox"/>
7	時間や場所の感覚が不確かになった	<input type="checkbox"/>
8	慣れた所で道に迷った	<input type="checkbox"/>
9	財布などを盗まれたという	<input type="checkbox"/>
10	ささいなことで怒りっぽくなった	<input type="checkbox"/>
11	蛇口・ガス栓の締め忘れ、火の用心ができなくなった	<input type="checkbox"/>
12	複雑なテレビドラマが理解できない	<input type="checkbox"/>
13	夜中に急に起きだして騒いだ	<input type="checkbox"/>

3つ以上あてはまった人は、まず相談を

愛知県・国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター作成「認知症チェックリスト」～早期発見・早期対応に向けて自分・家族で気づくヒント集～より抜粋（この認知症チェック項目は、あくまでも目安です。認知症の診断をするものではありません。）

認知症を予防しよう！

認知症の予防とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味します。

認知症の予防のポイント

不摂生な生活は、認知症の発症・進行リスクを高めます！

運動や食事・休養や余暇等の日々の生活習慣が、認知症の発症や進行に大きな影響を与えていることが分かっており、生活改善と生活習慣病の予防により、ある程度の予防が可能であるといわれています。

運動 身体を動かしましょう

- 適度な運動は、血行が良くなり、脳の機能を高めることにつながります。
- 有酸素運動を取り入れましょう。



食事 魚や野菜・果物を積極的に食べましょう

- 1日3食バランスのとれた食事をすることは心身の機能を高めます。
- 「まんべんなく」食べるよう心がけましょう。
- * 水分も忘れずに！



交流 人とふれあいましょう

- 趣味やスポーツ、友人などとの交流を楽しんでいる人は認知症になりにくい傾向があります。
- 「TVを消して外に出ましょう！」



趣味 「あたま」を働かせましょう

- 2つ以上の作業を同時に行い、それぞれに注意を配る訓練をしましょう。
- 「慣れないことにもチャレンジ！」



このほか、年に1回の健診や病気の予防・管理も大切です。持病を悪化させないことは認知症の予防に重要です。きちんと通院し、服薬等の治療を継続し、病気のコントロールをしましょう。

また、物を噛むことは脳に刺激を与えます。自分の歯を残すこと、入れ歯の方は、定期的なメンテナンスを行い、自分に合った入れ歯を使用することが大切ですので、お口のお手入れもしましょう。



大切な人を支えよう

認知症介護家族会

認知症の人を介護する家族が集まり、交流会を開いています。介護の悩みや対応方法などの情報提供、専門職による勉強会を実施しています。

対象 認知症の人を介護している家族（施設入所中や過去に介護していた家族も可）



担当窓口 高齢福祉課 TEL 34-6984

じゃんだらりん♪～若年性認知症本人・家族会～

65歳未満で認知症を発症した人とその家族が集まり、月に一回交流会を開いています。「気持ちが楽になる」「安心して集まれる」「仲間がいる」会を目指して、活動しています。

対象 認知症発症が65歳未満の人（今後地域活動に参加できる方・その意欲のある方）とその家族 ※診断されていない“疑い”の方も含みます。



担当窓口 高齢福祉課 TEL 34-6984

家族介護交流事業

認知症に限らず、介護の悩みや対応方法等の情報交換を目的として、介護者の交流会を開催しています。

対象 介護している家族

担当窓口 お住まいの中学校区の地域包括支援センター（裏表紙参照）

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護の専門職など、誰もが安心して過ごせる場所「認知症カフェ」を開催しています。認知症は誰もがなる可能性があります。認知症の人でもそうでない人も気軽に足を運んでください。



担当窓口 高齢福祉課 TEL ☎34-6984

お住まいの中学校区の地域包括支援センター（裏表紙参照）

認知症の人への対応心得

3つの「ない」

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない



「認知症ケアパス」を活用しましょう!

認知症と思われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか示した「ガイドブック」です。

認知症の状態に応じた医療・介護サービスを上手に活用し、自分らしく過ごすためにご活用ください。

※認知症の人やその家族と医療関係者との連携を円滑にすることを目的とした連絡ノート「ひまわりノート」も一緒に配布しています。（豊田加茂医師会が刊行）



配布場所 市内の医療機関（医科・歯科）、薬局、地域包括支援センター、高齢福祉課（東庁舎1階）等

相談窓口

自分自身や家族について、「あれ、なんだか変だな?」と思ったら、早めに相談しましょう。

かかりつけ医

受診・診断・治療に関する相談については、まずかかりつけ医に相談してください。必要に応じて、かかりつけ医が認知症の専門医療機関等と連携し、対応します。

認知症の専門医療機関

足助病院

TEL 62-1211

トヨタ記念病院

TEL 28-0100

豊田厚生病院

TEL 43-5000

豊田地域医療センター

TEL 34-3000

愛知県認知症疾患医療センター

医療相談室があり、認知症の専門医療相談ができます。専門医、精神保健福祉士などの専門職が配置されています。



トヨタ記念病院 認知症疾患医療センター TEL 0565-24-7070

愛知県若年性認知症総合支援センター

若年性認知症のご本人やご家族だけでなく、勤務先の企業等からの相談にも応じています。相談内容に応じて、医療・福祉・就労等の総合的な支援を行います。

TEL 0562-45-6207

地域包括支援センター（裏表紙参照）

地域包括支援センターは、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける**高齢者の総合相談窓口**です。また、地域包括支援センター職員（認知症地域支援推進員）が、ご本人やご家族からの相談をお受けしています。本人の状況により対応が困難で、医療・介護サービスの利用ができない場合は、認知症に特化した専門スタッフを構成員とした「豊田市認知症初期集中支援チーム」とも連携し対応します。お気軽にご相談ください。

認知症伴走型 支援拠点 「オレンジほっと テラス」



認知症に関する具体的な対応や介護方法に特化して対応する相談窓口です。介護サービス事業所の経験豊富で専門的な知識を持つ職員が相談を受け、具体的な助言を、問題が解決するまで継続的に行います。

相談先の詳細は、二次元コードからご確認ください。



※詳細はこちらから▶

地域で認知症の人を 見守りましょう!

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域で暮らす一人ひとりが、**日常的な声かけ**や**見守り**など、できることから積極的に行動していくことが大切です。認知症の人やその家族が孤立しないよう、みんなで支え合う地域づくりについて考えていきましょう。



認知症サポーターキャラバンマスコット「ロバ隊長」

認知症について詳しく学べる! 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、「認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者」のことです。認知症サポーター養成講座では、認知症の基礎知識や具体的な対応ポイントなどを学べます。



※申込み方法などの詳細はこちらから▶

まずは地域包括支援センターへ ご相談ください！

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口です。

豊田市では、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置しています。

介護に関する相談や心配ごと、悩みごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、お気軽にご相談ください（裏表紙地域包括支援センター一覧をご覧ください）。

相談や悩みにお応えします

《総合相談支援業務》

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康、認知症のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。



自立して暮らせるよう支援します

《介護予防ケアマネジメント》

高齢者のみなさんが自立して生活できるよう、要支援1・2の人と、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうちで必要な人に対しては、ケアマネジメントを行い、介護予防ケアプラン等を作成します。



高齢者の権利を守ります

《権利擁護業務》

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取組をします。成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。



地域の連携・協力体制を支えます

《包括的・継続的ケアマネジメント支援業務》

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーへの支援や医療機関などの関係機関とのネットワークづくりなど、地域のさまざまな機関、専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。



高齢者相談窓口 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者やその家族の方の総合相談窓口です。

高齢者の介護や福祉に関する各種相談や、介護保険等の申請代行を行うとともに、要支援者等の介護予防ケアマネジメントを行います。

介護やサービス等でお困りの場合は、下記の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

担当地区 (五十音順)	名称	所在地	市外局番 0565 電話
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22 (老人福祉センターぬくもりの里内)	68-2338
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1 (豊田市福祉センター内)	32-4342
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20 (足助病院内)	62-0683
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5 (稲武福祉センター内)	82-2530
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1 (豊田地域医療センター内)	34-3209
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574 (小原福祉センターふくしの里内)	65-1600
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148 (老人保健施設かずえの郷内)	21-6725
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116 (特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500-1 (豊田厚生病院内)	43-5022
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2(藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10-5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1 (老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361

豊田市内に地域包括支援センターは28か所あり、統括・支援を「豊田市基幹包括支援センター」が行います。

お問い合わせ

豊田市役所 福祉部 介護保険課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

TEL 0565-34-6634 FAX 0565-34-6034

●豊田市役所ホームページ

<https://www.city.toyota.aichi.jp>



豊田市地域包括支援センター
ロゴマーク